

(証券コード3571)

2022年6月6日

株主各位

愛知県一宮市篠屋五丁目1番1号

株式会社ソト一

取締役社長 上田康彦

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の安全を最優先とし、株主総会当日のご出席は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。

是非とも後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月21日(火曜日)午後5時までに議決権行使していただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県一宮市栄3丁目1番2号
尾張一宮駅前ビル（i-ビル）7階 シビックホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第151期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容

並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第151期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

以上

本年度の株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

【ご注意】

本定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当社といたしまして、以下のとおりの対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申しあげます。

- ・株主様の安全を最優先とし、株主総会当日のご出席は極力お控えいただくとともに書面による事前の議決権行使をお願い申しあげます。
- ・本総会にご出席される場合は、マスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご出席をお断りすることがあります。
- ・来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りすることがあります。
- ・会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できずご着席いただけない場合またはご入場いただけない場合があります。
- ・以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。

-
1. 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sotoh.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症により断続的に緊急事態宣言が発令されるなか、ワクチン接種の進展により感染が沈静化し個人消費の回復が見られたものの、12月に入り新たな変異ウイルスの感染再拡大により、全国的にまん延防止等重点措置が適用されたことで、再び景気の落ち込みが懸念されることとなりました。また、原油等の資源高及び円安に伴い燃料や原材料価格が高騰するなか、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化が世界経済に与える影響や中国におけるゼロコロナ政策によるサプライチェーンの混乱が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

繊維産業におきましても、ワクチン接種の進展により新型コロナウイルス感染症が収束に向かうとともに、百貨店等において冬物衣料の消費が上向き、回復の兆しが見られておりましたが、新たな変異ウイルスの感染再拡大の影響により、再び消費が低迷することとなりました。また、更なる燃料や原材料の高騰及び中国のゼロコロナ政策によりサプライチェーンの混乱や物流の停滞が懸念され、依然として不透明で厳しい状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、優れた感性と技術で新しい「価値」を創造し、市場領域の拡大とグローバル展開を図り、安定的・持続的成長の実現を目指しております。

当連結会計年度の経営成績は、売上高75億7百万円（前連結会計年度は75億4千5百万円）、営業損失5億8千2百万円（前連結会計年度は営業損失6億3千4百万円）、経常損失4億2千8百万円（前連結会計年度は経常損失4億6千7百万円）、2021年5月10日付で「工場集約及び設備投資に関するお知らせ」として公表いたしました工場集約を予定通り推し進めており、将来発生が見込まれるのも含めた工場移転費用6億2千2百万円を計上したこと、また、ファッショング衣料市場の回復に時間を要していることや工場集約後の資産状況も含めて、将来の回収可能性を検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社グループが保有する資産のうち、染色加工事業及びテキスタイル事業に係る固定資産について1億4千2百万円の減損処理を行い特別損失として計上すること等により、親会社株主に帰属する当期純損失11億2千8百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失8億3千1百万円）となりました。

当社グループにおける各事業分野の概況は次のとおりであります。

[染色加工事業]

前期の秋冬物から春夏物の販売期間にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言による百貨店の休業等により衣料消費が低迷していたことや、在宅勤務やテレワークの推進等による消費動向の変化により、ファッショングループ市場の回復に時間を要しており、織物が24億7千7百万円（前連結会計年度は22億7千7百万円）、ニットが24億7千4百万円（前連結会計年度は22億2千6百万円）となり、売上高49億5千1百万円（前連結会計年度は45億3百万円）、営業損益につきましては、固定費やロスの削減を図ってまいりましたが、秋冬素材の受注低迷や第3四半期以降の予測を上回る燃料費等の高騰により、営業損失7億4千2百万円（前連結会計年度は営業損失8億7千2百万円）となりました。

[テキスタイル事業]

染色加工事業同様に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市場が低迷し、製品在庫の消化が進んでいないこともあり受注活動が停滞しており、売上高22億5千4百万円（前連結会計年度は25億9百万円）となりました。営業損益につきましては、事業集約や原材料の見直し等による諸経費の削減を図ったことにより、営業損失3千2百万円（前連結会計年度は営業損失1億7千4百万円）となりました。

[不動産事業]

群馬県伊勢崎市の土地・店舗を商業施設に賃貸しておりましたが、2021年4月をもって賃貸契約終了となった影響等により、売上高3億1百万円（前連結会計年度は5億3千2百万円）、営業利益1億9千2百万円（前連結会計年度は4億1千1百万円）となりました。

企業集団の報告セグメント別売上高

事業別	売上高
染色加工事業	4,951百万円
テキスタイル事業	2,254百万円
不動産事業	301百万円

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中において新株発行、社債発行等特別な資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

①当連結会計年度中に完成した主要設備等

設備投資の総額は4億2千1百万円であり、染色加工事業4億5百万円、テキスタイル事業7百万円、不動産事業8百万円であります。

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

生産能力に重要な影響を及ぼす継続中の主要設備の新設、拡充はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、災害等による滅失はありません。

(4) 対処すべき課題

繊維産業とりわけ当社が主に扱うファッショング衣料分野におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け市場が低迷しておりましたが、ワクチン接種の進展等により感染が収束に向かうとともに、徐々にではあります消費の回復が見られております。しかしながら、衣料業界におきましては、かねてよりアパレル業界における大量生産に伴う製品の大量廃棄が、SDGsの観点から構造的な社会問題となっており、今後新型コロナウイルス感染症が収束して市場が回復し消費が伸びたとしても、以前のような生産状況に戻ることはないと推測しております。また、原油等の資源高と円安に伴う燃料及び原材料の高騰がどこまで続くか予断を許さない状況が続いております。

このような事業環境が予測される中で、当社グループといたしましては、引き続き染色加工事業とテキスタイル事業の連携を強化し、市場ニーズに沿った差別化加工の開発・提案を積極的に推し進め、スポーツ・インナー・ユニフォーム素材の受注・生産に注力して事業領域の拡大を図るとともに、生産性向上とコストダウンにより利益の確保を図ってまいります。

このようなグループ戦略やSDGsへの対応を踏まえて、当社グループの染色加工事業におきまして、2021年5月10日付で「工場集約及び設備投資に関するお知らせ」として公表いたしました工場の集約を予定通り推し進め、省エネ・節水等を図っております。また、工場集約に伴う環境負荷低減等を目的とした設備投資についても積極的に推し進め、この投資により当社グループの成長戦略であるスポーツ・インナー・ユニフォーム素材を中心とした事業領域の拡大につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度 第148期	2019年度 第149期	2020年度 第150期	2021年度 第151期(当期)
売上高(千円)	11,224,985	11,219,207	7,545,390	7,507,033
経常利益又は経常損失(△)(千円)	383,294	358,176	△467,074	△428,816
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	180,251	△97,755	△831,869	△1,128,083
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	14.16	△7.68	△65.36	△88.64
総資産(千円)	17,367,023	16,362,649	15,616,784	14,713,205
純資産(千円)	14,585,117	13,746,362	12,949,942	11,283,270

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本化織株式会社	150百万円	100%	繊維製品の染色加工
株式会社ソトージェイティック	25百万円	100%	テキスタイルの製造及び販売
株式会社Jファブリック・インターナショナル	97百万円	100%	テキスタイルの企画及び販売
児玉毛織株式会社	10百万円	100%	テキスタイルの企画及び販売
株式会社バーンズファクトリー	10百万円	100%	衣料品等の製造及び販売
ソト一商事株式会社	10百万円	100%	染色加工用原料及び補助材料の仕入、販売
ソト一興産株式会社	10百万円	100%	染色加工業務の一部請負

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
染色加工事業	織物、編物等各種繊維製品の染色加工
テキスタイル事業	各種繊維製品の製造、販売
不動産事業	量販店に対する店舗の賃貸等

(8) 主要な事業所

①当社

名称	所在地
本社	愛知県一宮市
第一事業部	同上
一宮事業部	同上

②子会社

名称	所在地
日本化織株式会社	愛知県一宮市
株式会社ソトージェイティック	岐阜県安八郡輪之内町
株式会社Jファブリック・インターナショナル	東京都渋谷区
兒玉毛織株式会社	愛知県津島市
株式会社バーンズファクトリー	東京都練馬区
ソト一商事株式会社	愛知県一宮市
ソト一興産株式会社	同上

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
556名	12名減

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,726,592株（自己株式1,207,165株を除く）
- (3) 株主数 4,205名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社ダイドーリミテッド	1,295千株	10.17%
日本毛織株式会社	1,167	9.17
ミソノサービス株式会社	1,019	8.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	847	6.65
株式会社トーア紡コードレーション	550	4.32
株式会社三菱UFJ銀行	312	2.45
株式会社ダイドーフォワード	300	2.35
タキヒヨー株式会社	245	1.92
明治安田生命保険相互会社	221	1.74
株式会社りそな銀行	217	1.70

(注) 1. 持株比率は、自己株式1,207千株を控除して計算しております。

2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 常 務 取 締 役	上 田 康 彦 濱 田 光 雄	営業本部長兼テキスタイル管理担当 日本化織株式会社代表取締役 株式会社Jファブリック・インターナショナル代表取締役
取 締 役	棚 橋 宣 文	技術管理担当兼第一事業部長兼同事業部生産部長
取 締 役	小 澤 活 人	経営管理部長
取 締 役	高 塚 良 司	株式会社メネルジア経営戦略室室長
取 締 役	吉 野 哲	株式会社シューズセレクション取締役
常 勤 監 査 役	吉 田 清	
監 査 役	矢 崎 信 也	ひのき総合法律事務所 弁護士 株式会社N I T T O H社外取締役監査等委員 株式会社サカイホールディングス社外取締役
監 査 役	山 下 佳代子	山下公認会計士事務所代表者 公認会計士 株式会社F U J I 社外監査役 オーエスジー株式会社社外取締役監査等委員

- (注)
1. 取締役高塚良司、吉野哲の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役矢崎信也、山下佳代子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役山下佳代子氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役高塚良司、吉野哲の両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内において決定しており、1995年6月29日開催の第124回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億2千万円以内、監査役の報酬額を年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名です。

役員の報酬は、取締役については固定報酬と賞与、監査役については固定報酬により構成されております。取締役の報酬等の額の決定過程において、固定報酬については、それぞれの職責、社員の給与水準等を総合的に勘案し、賞与については期毎の連結営業利益をベースとした成果を反映させることとしております。

また、個人別の報酬額については、取締役会の諮問に基づき指名報酬委員会がその具体的な内容について委任を受けて審議答申するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	42,720 (6,000)	42,720 (6,000)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,075 (6,000)	15,075 (6,000)	— (—)	3 (2)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社並びに子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係（2022年3月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	高塚良司	株式会社メネルジア	経営戦略室 室長	当社と株式会社メネルジアとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	吉野 哲	株式会社シユーズセレクション	取締役	当社と株式会社シユーズセレクションとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	矢崎信也	株式会社N I T T O H	社外取締役 監査等委員	当社と株式会社N I T T O Hとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社サカイホールディングス	社外取締役	当社と株式会社サカイホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	山下佳代子	株式会社F U J I	社外監査役	当社と株式会社F U J Iとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		オーエスジー株式会社	社外取締役 監査等委員	当社とオーエスジー株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	高塚良司	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、主に企業経営的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。
社外取締役	吉野 哲	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席し、主に企業経営的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。
社外監査役	矢崎信也	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席、監査役会14回すべてに出席し、主に企業法務的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。
社外監査役	山下佳代子	当事業年度開催の取締役会15回すべてに出席、監査役会14回すべてに出席し、主に会計的・税務的な見地から中立かつ客観的な観点の発言をしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	24百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に対する報酬	一千万円
	合計
	24百万円
当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	
	24百万円

- （注）1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするためコンプライアンス規程を制定する。

当社は、代表取締役を議長とする経営会議にて、当社グループのコンプライアンス全体を統括すると同時に、当社グループの役員及び社員等に教育・研修を行い周知徹底する。

当社グループの役員及び社員等が、法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程により当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定める。

当社の経営会議において、責任部署毎のリスク管理の状況を把握し、当社グループのリスク管理の進捗状況を当社取締役会に報告する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

当社取締役会の機能をより強化し当社グループの経営効率を向上させるため、当社の代表取締役、取締役、常勤監査役、当社子会社代表取締役及び当社代表取締役が指名する者で構成する経営会議を原則週1回行い、重要事項を審議、検討し必要に応じて当社臨時取締役会を開催する。

当社グループの中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社グループの目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体案を立案、実行する。

当社の組織規程及び当社グループの職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

(5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営会議において、当社グループのコンプライアンスを統括・推進し、その状況を当社取締役会に報告する。

当社子会社の役員及び社員等に対するコンプライアンス・リスク管理については、当社同様の教育・研修を通じ指導する。

当社は、当社子会社に取締役または監査役を派遣するとともに、当社子会社から事業内容の報告を毎月受けるとともに、当社子会社の重要案件についての事前協議を行う。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制並びに当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。

なお、当該使用人の任命・異動等に関しては監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

また、当該使用人は当社監査役の指示命令のみを実行するものとし、他の指図を受けないものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社監査役に報告する。

なお、当該報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する体制

当社は、監査役がその職務の執行について生じた費用を請求した場合には、速やかに当該費用等を処理する。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社常勤監査役は、当社及び当社子会社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やその他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人等にその説明を求めることがある。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための内部統制強化を目的として「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備及び運用を行う。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループ全ての役職員が守るべきコンプライアンス規程において、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に係る対応について規定し、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。運用状況の概況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の業務執行の体制

当社グループは、取締役会を月1回開催し、経営会議を週1回開催することで重要事項を審議、検討しております。

なお、当社の組織規程及び当社グループの職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。

(2) リスク管理体制

当社グループは、企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするためコンプライアンス規程を制定しております。

当社は、代表取締役を議長とする経営会議において、当社グループのコンプライアンス全体を統括すると同時に、当社グループの役員及び社員等に教育・研修を行い周知徹底しております。

また、当社グループはリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、責任部署毎のリスク管理の状況を把握し、当社グループのリスク管理の進捗状況を当社取締役会に報告しております。

(3) 監査役の職務執行

当社常勤監査役は、当社及び当社子会社の取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やその他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人等にその説明を求めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(4) 内部監査

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための内部統制強化を目的として「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めております。

内部監査室は内部監査計画書に基づき、財務報告に係る内部統制の評価について、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行ったうえで、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。また、1株当たりの当期純利益及びその他比率については、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流動資産	5,467,117	流動負債	2,056,753
現 金 及 び 預 金	2,338,573	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	622,186
受 取 手 形	457,614	リ 一 ス 債 務	8,251
売 挂 金	1,108,803	未 払 法 人 税 等	29,272
有 価 証 券	407,188	未 払 費 用	201,093
完 成 品	302,734	工 場 移 転 費 用 引 当 金	550,373
仕 挂 品	446,021	そ の 他	645,575
原 材 料 及 び 貯 藏 品	309,660	固 定 負 債	1,373,181
そ の 他	102,000	長 期 借 入 金	130,000
貸 倒 引 当 金	△5,480	リ 一 ス 債 務	13,752
固定資産	9,246,088	退 職 給 付 に 係 る 負 債	715,310
有形固定資産	4,146,754	長 期 預 り 保 証 金	187,589
建 物 及 び 構 築 物	1,176,345	繰 延 税 金 負 債	263,229
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	748,791	資 产 除 去 債 務	63,300
土 地	1,928,153		
建 設 仮 勘 定	255,517	負 債 合 計	3,429,935
そ の 他	37,946	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	31,953	株 主 資 本	10,912,551
そ の 他	31,953	資 本 金	3,124,199
投 資 そ の 他 の 資 産	5,067,380	資 本 剰 余 金	1,341,568
投 資 有 価 証 券	4,162,069	利 益 剰 余 金	7,809,177
退 職 給 付 に 係 る 資 産	520,592	自 己 株 式	△1,362,395
繰 延 税 金 資 産	160,034	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	370,719
そ の 他	239,774	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	313,331
貸 倒 引 当 金	△15,090	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	57,387
資 产 合 計	14,713,205	純 資 産 合 計	11,283,270
		負 債 純 資 産 合 計	14,713,205

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		7,507,033
売 上 原 価		7,192,163
売 上 総 利 益		314,870
販売費及び一般管理費		897,519
營 業 損 失		582,648
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	124,563	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	5,787	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	25,533	155,884
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,516	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	535	2,051
經 常 損 失		428,816
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,623	
投 資 有 價 証 券 売 却 益	80,604	85,228
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	8,676	
工 場 移 転 費 用	622,431	
減 損 損 失	142,772	773,881
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,117,468
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,088	
法 人 税 等 調 整 額	△15,473	10,615
当 期 純 損 失		1,128,083
親会社株主に帰属する当期純損失		1,128,083

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,124,199	1,341,568	9,255,428	△1,362,327	12,358,868
当期変動額					
剰余金の配当			△318,166		△318,166
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,128,083		△1,128,083
自己株式の取得				△67	△67
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△1,446,250	△67	△1,446,317
当期末残高	3,124,199	1,341,568	7,809,177	△1,362,395	10,912,551

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	561,845	29,227	591,073	12,949,942
当期変動額				
剰余金の配当				△318,166
親会社株主に帰属する当期純損失				△1,128,083
自己株式の取得				△67
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△248,514	28,159	△220,354	△220,354
当期変動額合計	△248,514	28,159	△220,354	△1,666,672
当期末残高	313,331	57,387	370,719	11,283,270

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7 社

連結子会社の名称

日本化織株式会社、株式会社ソトージェイティック、株式会社Jファブリック・インターナショナル、兒玉毛織株式会社、株式会社バーンズファクトリー、ソトー商事株式会社、ソトー興産株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

③デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。不動産賃貸資産については主として賃貸期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒り引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③工場移転費用引当金

工場の移転に伴う損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、少額な場合を除き5年間で均等償却しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、染色加工事業（繊維製品の染色加工）、テキスタイル事業（テキスタイル等の製造及び販売）、不動産事業（不動産賃貸等）を行っております。

セグメント別の収益の計上基準

①染色加工事業

原則として顧客との委託加工契約により加工完了時点で履行義務を充足することから、加工完了時点で収益を認識しております。

ただし、一部の取引については、委託加工契約により製品を引き渡した時点又は検収された時点で履行義務を充足しますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識しております。

委託加工に付随した役務の提供については、顧客との契約に従って役務提供が完了した時点で履行義務を充足することから、役務提供完了時点で収益を認識しております。

委託加工契約における対価は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に回収しております。重大な金融要素は含んでおりません。

②テキスタイル事業

製品の引渡し時点において顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、製品の引渡し時点もしくは検収された時点で収益を認識しております。

製品の販売契約における対価は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に回収しております。重大な金融要素は含んでおりません。

③不動産事業

主として不動産賃貸を営んでおり、不動産賃貸収入は、「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に収益を認識しております。

(7) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社グループの業績に売上高減少等の影響が生じております。感染が徐々に収束に向かいつつあるものの、収束時期等を予測するのは困難な状況にあります。

当社グループにおきましては、今後も一定期間にわたり当該影響が続き、在宅勤務やテレワークの推進等による消費動向の変化により、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には回復しないと仮定して会計上の見積りを行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引等において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。また、一部の取引について、従来は総額で収益を認識していましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項または書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高及び売上原価は35,713千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） | 20,592,604千円 |
| 2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 | 2,467千円 |

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
愛知県	事業用資産	建物及び構築物	79,989
愛知県	事業用資産	機械装置及び運搬具等	6,721
岐阜県	事業用資産	機械装置及び運搬具等	29,776
山形県	事業用資産	機械装置及び運搬具等	21,753
山形県	事業用資産	無形固定資産その他	2,952
東京都	事業用資産	機械装置及び運搬具等	285
東京都	事業用資産	無形固定資産その他	1,293

当社グループは主として管理会計上の区分に基づく資産のグルーピングを行っております。

染色加工事業を営む工場の移転により、移転後の使用計画がない事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

また、染色加工事業及びテキスタイル事業を営む子会社の業績低迷を受け、資産に対して将来の回収可能性を検討した結果、機械装置及び運搬具等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	13,933,757	—	—	13,933,757

2. 自己株式の種類及び株式数

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	1,207,085	80	—	1,207,165

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	165,446	13.00	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	152,720	12.00	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
(予定)

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	152,719	12.00	2022年3月31日	2022年6月23日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金、株式、債券及び投資事業組合に対する出資等により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は主として株式、債券及び投資事業組合に対する出資であり、上場有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引については、外貨建債権債務等の範囲内で個別的に利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,409,326	4,409,326	—
資産計	4,409,326	4,409,326	—
長期預り保証金	187,589	185,551	2,038
負債計	187,589	185,551	2,038

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	159,932

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,795,572	—	—	2,795,572
社債	—	200,515	—	200,515
その他	—	1,413,239	—	1,413,239
資産計	2,795,572	1,613,754	—	4,409,326

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預り保証金	—	185,551	—	185,551
負債計	—	185,551	—	185,551

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間を加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県一宮市その他の地域において、量販店等に対し、土地・建物等を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
794,881	5,737,759

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント			
	染色加工事業	テキスタイル事業	不動産事業	合計
顧客との契約から生じる収益	4,945,934	2,254,099	25,995	7,226,029
その他の収益	5,962	—	275,042	281,004
外部顧客への売上高	4,951,896	2,254,099	301,037	7,507,033

(注) その他の収益は「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

契約負債 2,467千円

会計上の見積りに関する注記

1. 株式会社ソトー（親会社）の工場移転に関連する減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 86,674千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、当連結会計年度に染色加工事業における現状の子会社を含む3事業部4工場体制から親会社の一宮工場移設による3事業部3工場体制に集約することを取締役会において決議しております。

資産グループの使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる場合には減損の兆候にあたること、また遊休状態にあり使用見込みがない重要な資産があれば独立した資産グループとして減損損失の判定を行う必要があることから、工場移転に関する固定資産のうち、工場移転の対象外の資産であり、使用見込みがない資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

②算出に用いた重要な仮定

工場移転の対象となる移設対象の資産と移設対象外の資産との区分、移設対象外の資産のうち使用見込みがない資産については、工場移転計画に基づく期末時点での判断に基づいております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工場移転の完了は翌連結会計年度を予定しておりますが、工場移転計画の変更により移設対象外となり使用見込みがない資産が増加した場合、追加で減損損失の計上が必要となる可能性があります。

2. 工場移転費用引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工場移転費用引当金 550,373千円

工場移転費用 622,431千円（引当金以外の計上額を含む。）

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、当連結会計年度に工場移転を推し進めており、工場移転計画に基づき移設対象とする固定資産を選定し、必要と考えられる各種工事の見積りを積算し引当額を算定しております。

②算出に用いた重要な仮定

移設対象の固定資産の範囲及び必要となる工事は、期末時点での判断に基づいております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工場移転の完了は翌連結会計年度を予定しておりますが、工場移転計画の変更による移設対象の固定資産の範囲の変更、追加工事の発生及び工事時期の変更が生じた場合、支出額が変動する可能性があります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	886円59銭
2. 1株当たり当期純損失	88円64銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,192,373	流動負債	1,236,296
現金及び預金	1,564,394	買掛金	239,085
受取手形	174,290	未払金	296,735
売掛金	636,758	未払法人税等	11,242
有価証券	407,188	未払費用	113,362
完成品	27,258	工場移転費用引当金	550,373
仕掛品	131,299	その他の	25,496
原材料及び貯蔵品	104,809	固定負債	1,073,609
その他の	146,635	退職給付引当金	606,395
貸倒引当金	△260	長期預り保証金	187,589
固定資産	8,907,054	繰延税金負債	228,024
有形固定資産	3,426,514	資産除去債務	51,600
建物	725,873	負債合計	2,309,905
構築物	88,217	(純資産の部)	
機械及び装置	520,912	株主資本	9,492,851
車両運搬具	1,008	資本金	3,124,199
工具、器具及び備品	21,512	資本剰余金	1,348,828
土地	1,982,284	資本準備金	359,224
建設仮勘定	86,705	その他資本剰余金	989,604
無形固定資産	12,511	利益剰余金	6,382,218
電話加入権	5,063	利益準備金	421,825
その他の	7,448	その他利益剰余金	5,960,393
投資その他の資産	5,468,028	固定資産圧縮積立金	233,619
投資有価証券	4,032,823	繰越利益剰余金	5,726,773
関係会社株式	797,440	自己株式	△1,362,395
その他の	640,001	評価・換算差額等	296,670
貸倒引当金	△2,237	その他有価証券評価差額金	296,670
資産合計	12,099,428	純資産合計	9,789,522
		負債純資産合計	12,099,428

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	4,011,729
売 上 原 価	3,822,156
売 上 総 利 益	189,572
販売費及び一般管理費	455,629
營 業 損 失	266,057
營 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	119,196
そ の 他 の 営 業 外 収 益	16,344
營 業 外 費 用	135,540
そ の 他 の 営 業 外 費 用	24
24	24
經 常 損 失	130,541
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,881
投 資 有 儂 証 券 売 却 益	80,604
82,486	
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	7,787
減 損 損 失	86,674
工 場 移 転 費 用	622,431
716,893	
税 引 前 当 期 純 損 失	764,947
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,937
法 人 税 等 調 整 額	△11,887
△9,950	
当 期 純 損 失	754,997

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	3,124,199	359,224	989,604	421,825	245,074	16,188
当期変動額					△11,455	11,455
固定資産圧縮積立金の取崩額						△16,188
特別償却準備金の取崩額						16,188
剰余金の配当						△318,166
当期純損失						△754,997
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△11,455	△16,188
当期末残高	3,124,199	359,224	989,604	421,825	233,619	—
						5,726,773

自己株式	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	株主資本合計			
当期首残高	△1,362,327	10,566,083	558,883	11,124,967
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩額		—	—	—
特別償却準備金の取崩額		—	—	—
剰余金の配当		△318,166	△318,166	△318,166
当期純損失		△754,997	△754,997	△754,997
自己株式の取得	△67	△67	△262,213	△67
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△262,213	△262,213
当期変動額合計	△67	△1,073,231	△262,213	△1,335,444
当期末残高	△1,362,395	9,492,851	296,670	9,789,522

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。不動産賃貸資産についても主として賃貸期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘査し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を、それぞれ発生の翌期より費用処理しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工場移転費用引当金

工場の移転に伴う損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、染色加工事業（繊維製品の染色加工）、テキスタイル事業（テキスタイル等の製造及び販売）、不動産事業（不動産賃貸等）を行っております。

セグメント別の収益の計上基準

①染色加工事業

原則として顧客との委託加工契約により加工完了時点で履行義務を充足することから、加工完了時点で収益を認識しております。

ただし、一部の取引については、委託加工契約により製品を引き渡した時点又は検収された時点で履行義務を充足しますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷した時点で収益を認識しております。

委託加工に付随した役務の提供については、顧客との契約に従って役務提供が完了した時点で履行義務を充足することから、役務提供完了時点で収益を認識しております。

委託加工契約における対価は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に回収しております。重大な金融要素は含んでおりません。

②テキスタイル事業

製品の引渡し時点において顧客が製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、製品の引渡し時点もしくは検収された時点で収益を認識しております。

製品の販売契約における対価は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に回収しております。重大な金融要素は含んでおりません。

③不動産事業

主として不動産賃貸を営んでおり、不動産賃貸収入は、「リース取引に関する会計基準」に従い、その発生期間に収益を認識しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社の業績に売上高減少等の影響が生じており、感染が徐々に収束に向かいつつあるものの、収束時期等を予測するのは困難な状況にあります。

当社におきましては、今後も一定期間にわたり当該影響が続き、在宅勤務やテレワークの推進等による消費動向の変化により、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には回復しないと仮定して会計上の見積りを行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）	16,389,241千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	125,841千円
関係会社に対する短期金銭債務	106,200千円
3. 保証債務	
関係会社の仕入債務及びリース債務等に対し、保証を行っております。	
㈱ソトージェイティック	22,004千円
㈱Jファブリック・インターナショナル	2,170千円
4. 有形固定資産より控除されている保険差益に基づく圧縮記帳累計額	33,794千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	210,089千円
仕入高等	945,019千円
2. 減損損失	

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
愛知県	事業用資産	建物及び構築物	79,989
愛知県	事業用資産	機械装置及び運搬具等	6,685

当社は主として管理会計上の区分に基づく資産のグルーピングを行っております。

染色加工事業を営む工場の移転により、移転後の使用計画がない事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,207,165株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	25,408千円
退職給付引当金	54,271千円
繰越欠損金	95,658千円
その他	423,784千円
小計	599,121千円
評価性引当額	△599,121千円
繰延税金資産合計	一千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△127,569千円
固定資産圧縮積立金等	△100,455千円
繰延税金負債合計	△228,024千円
繰延税金負債の純額	△228,024千円

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

会計上の見積りに関する注記

1. 工場移転に関する減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 86,674千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表と同一であります。

2. 工場移転費用引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工場移転費用引当金 550,373千円

工場移転費用 622,431千円 (引当金以外の計上額を含む。)

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表と同一であります。

関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	議決権の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ソト一商事㈱	愛知県一宮市	10,000	100.0	役員の兼任 材料等の仕入	材料等の仕入	690,308	買掛金及び未払金	69,373

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社からの材料等の仕入については、双方協議の上で合理的に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 769円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 59円32銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 ソト一
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新家徳子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田昌紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソト一の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソト一及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 ソト一
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務 執行 社員 公認会計士 新家徳子

指定有限責任社員
業務 執行 社員 公認会計士 山田昌紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソト一の2021年4月1日から2022年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして監査を行った結果、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ソニー 監査役会
常勤監査役 吉田清 (印)
社外監査役 矢崎信也 (印)
社外監査役 山下佳代子 (印)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

当期の配当につきましては、安定的、継続的に行うことを目指してDOE（連結純資産配当率）2.5%を目標とし、これに基づき当期の1株当たり年間配当金を24円とさせていただきたいと存じます。なお、期末配当金につきましては中間配当金1株当たり12円を控除した12円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額152,719,104円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用してする方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりあります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえ だ やす ひこ 上 田 康 彦 (1961年7月24日生)	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2008年6月 当社テキスタイル事業部長兼開発部長</p> <p>2010年6月 当社取締役テキスタイル事業部長</p> <p>2011年9月 当社取締役経営企画担当兼管理担当兼テキスタイル事業部長</p> <p>2012年4月 当社取締役経営管理部長兼テキスタイル管理部長</p> <p>2012年6月 当社常務取締役経営管理部長</p> <p>2018年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) (株)Jファブリック・インターナショナル代表取締役（現任）</p>	39,400株

[取締役候補者とした理由]

当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、強力なリーダーシップにより事業を牽引し、営業部門及び経営管理部門での豊富な経験を活かし、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	濱田光雄 (1964年3月24日生)	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2010年4月 当社第一事業部営業部長</p> <p>2012年6月 当社取締役営業管理部長兼テキスタイル管理部長</p> <p>2015年6月 当社取締役営業管理担当兼テキスタイル管理部長</p> <p>2018年6月 当社常務取締役営業管理担当兼テキスタイル管理部長</p> <p>2019年4月 当社常務取締役営業管理担当兼テキスタイル管理担当</p> <p>2020年7月 当社常務取締役営業本部長兼テキスタイル管理担当</p> <p>2022年4月 当社常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 日本化織㈱代表取締役（現任）</p>	23,800株
〔取締役候補者とした理由〕			
当社の常務取締役として、当社グループの経営を担い、営業部門及びテキスタイル部門の要職を歴任しており、当社グループの営業強化による持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。			
3	棚橋宣文 (1964年4月30日生)	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社第一事業部長</p> <p>2016年3月 当社一宮事業部長</p> <p>2018年2月 当社第一事業部長</p> <p>2018年6月 当社取締役第一事業部長兼同事業部生産部長</p> <p>2020年6月 当社取締役技術管理担当兼第一事業部長兼同事業部生産部長（現任）</p>	10,200株
〔取締役候補者とした理由〕			
当社の技術部門の業務において豊富な知識と経験を有しており、事業部を統括し問題解決能力にも優れ、総合的にバランスの取れた見識を持ち合わせていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	こ さわ かつ ひと 小 澤 活 人 (1964年9月17日生)	1987年4月 当社入社 2018年6月 当社経営管理部長 2020年6月 当社取締役経営管理部長 (現任)	6,200株
4	[取締役候補者とした理由] 当社の事業部における管理職としての経験により事業部運営に精通し、その後の本社経営管理部門での経験からも豊富な知識を有しており、総合的にバランスの取れた見識を持ち合わせていることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	たか つか りょう じ 高 塚 良 司 (1963年2月20日生)	1988年4月 株)コーポレイトディレクション 入社 2003年6月 株)CDIメディカル執行役員兼 務 2010年2月 株)コーポレイトディレクション アライアンスコンサルタント 2012年6月 当社取締役（現任） 2013年1月 株)ヘッドストロング・ジャパン シニアマネージャー 2014年3月 株)コーポレイトディレクション アライアンスコンサルタント 2015年7月 株)地域経済活性化支援機構 地 域活性化支援部シニアディレク ター (重要な兼職の状況) 株)メネルジア経営戦略室室長 (現任)	0株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 経営コンサルタント業務を通じて培われた豊富な知識と経験を有しており、社外取締役として、当社取締役会等で経営の重要事項の決定及び業務執行に対して、適切な意見や意思を表明し、指導・監督を行う役割を果たしていることから社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所　有　す　る 当社株式の数
6	よし　　の　　さとし 吉　野　哲 (1958年3月28日生)	<p>1982年4月 株伊勢丹入社 2000年7月 株サザビー入社 2000年9月 株エストネーション設立 経営管理担当オフィサー 2004年5月 福助株入社 2004年10月 福助株副社長 2005年5月 福助株代表取締役社長 2015年4月 福助株顧問 2015年6月 当社取締役（現任） 2015年7月 小原株代表取締役社長 2015年7月 株タオル美術館代表取締役社長 （重要な兼職の状況） (株) シューズセレクション取締役（現任）</p>	0株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]

経営者としての豊富な知識と経験を有しております、社外取締役として、当社取締役会等で経営の重要事項の決定及び業務執行に対して、適切な意見や意思を表明し、指導・監督を行う役割を果たしていることから社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
- 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 高塚良司、吉野哲の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 高塚良司氏の当公社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって10年となります。
 - 吉野哲氏の当公社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
 - 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、高塚良司、吉野哲の両氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、高塚良司、吉野哲の両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出しております。また両氏の再任が承認された場合、当社は両取引所に届け出を継続する予定であります。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以　上

(ご参考) 本総会終了後の取締役及び監査役のスキルマトリックス（予定）

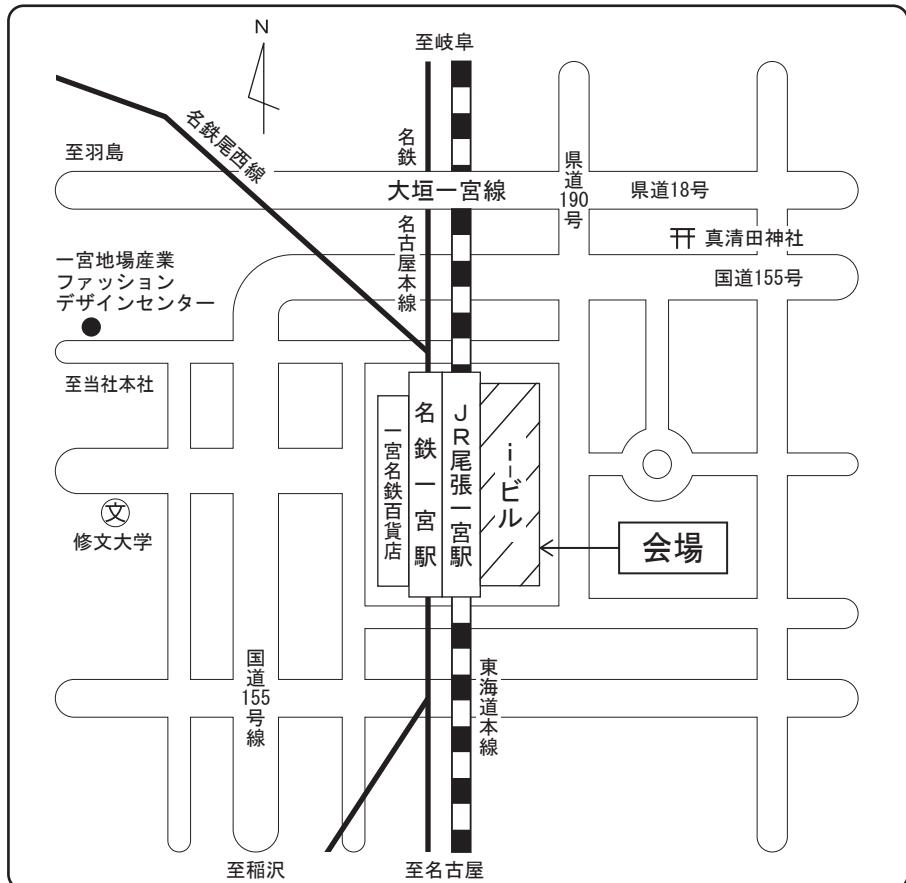
第3号議案を原案どおりにご承認いただいた場合に当社が各取締役及び監査役に期待する主な知見・経験等は以下のとおりです。

役職 氏名	特に期待する知識・経験・能力						
	企業 経営	マーク ティング 業界分析	品質 管理 ・ 技術	サステ ナブル	財務 会計	企業 法務	リスク マネジ メント ・ ガバ ナンス
代表取締役社長 上田康彦	○	○		○	○		○
常務取締役 濱田光雄	○	○	○				○
取締役 棚橋宣文	○		○	○			○
取締役 小澤活人	○			○	○	○	○
社外取締役 高塚良司	○			○		○	○
社外取締役 吉野哲	○	○				○	○
常勤監査役 吉田清	○				○	○	○
社外監査役 矢崎信也	○					○	○
社外監査役 山下佳代子	○				○		○

株主総会会場のご案内

会 場 愛知県一宮市栄3丁目1番2号
尾張一宮駅前ビル（i-ビル）7階 シビックホール
電話番号 0586-28-9153

交通機関 J R 東海道本線『尾張一宮』駅下車 東へ徒歩1分
名鉄名古屋本線『名鉄一宮』駅下車 東へ徒歩1分



※お車でご来場の際は、駐車場を用意しておりませんので、公共駐車場をご利用ください。